

## 固定資産の計上に関する基準

### 1. 計上箇所

固定資産の種類			計上箇所
事業用資産 ・インフラ資産	有形固定資産	土地	公有財産台帳等の管理台帳に記載されている所管課の 公会計事業
		建物	
		工作物	
	無形固定資産	地上権	
		その他無形固定資産	
重要物品			備品台帳に記載されている所管課の公会計事業
図書			図書台帳に記載されている所管課の公会計事業
リース資産			当該資産の予算を計上している公会計事業
建設仮勘定			当該支出に係る予算を計上している公会計事業
投資その他の資産			当該資産を所管している課の公会計事業

### 2. 資産評価の考え方

原則として、取得原価を基礎として計上する。ただし、売却可能資産（現に公用又は公共用に供しておらず、かつ将来も利用の見込のない資産をいう。）については、固定資産評価額等の時価で計上する。

### 3. 固定資産の価格

取得の原因	固定資産の価格
購入	購入価格等の取得価格
建築	建築価格等の取得価格
交換	交換当時の評定価格
収用	補償金額
代物弁済	当該財産により弁済を受けた債権の額
寄附	評定価格
リース	リース料総額
リース期間満了後の 所有権移転	リース支払合計額(※)

※正味価格を残存価格とするため、減価償却累計額を「リース支払合計額－残存価格」とする。

4. 2012 年度以降に新たに取得する主な資産の取得価格の範囲

資産区分		資産計上の対象	計上する範囲	計上時期
事業用資産	土地	土地購入費	土地の取得に要した支出額	「町田市公有財産台帳処理要領」に定める取得日による。 ※道路の用に供するものと決定した土地についても、町田市公有財産台帳処理要領の例による。 ※建物、工作物の完成までの期間は「建設仮勘定」で管理する。
		移転補償費	原則として、用地取得に伴う移転補償に要した支出額	
		土地造成費	土地の資産価値を高める目的の造成費 ただし、公園の築山等は工作物等として扱う。	
		付随費用	土地の取得又は造成工事に伴い発生する測量、地質調査等に要した支出額(別表 1 参照)	
	建物	工事費	建物の構築に要した支出額(撤去解体工事は含まない。ただし仕訳が困難な場合は資産計上する。)	
		付随費用	原則として工事に係る測量、設計、監理等に要した支出額(別表 2 参照)	
	工作物	工事費	工作物の構築に要した支出額(撤去解体工事は含まない。ただし仕訳が困難な場合は資産計上する。)	
		付随費用	原則として工事に係る測量、設計、監理等に要した支出額(別表 2 参照)	
インフラ資産			インフラ資産のうち、町田市公有財産規則に基づき公有財産台帳を整備するものについては、事業用資産に準じるものとする。公有財産台帳を整備しないものについては、市長が別に定める。	公有財産台帳を整備するものは、事業用資産に準じる。 公有財産台帳を整備しないものは、市長が別に定める。
重要物品		本体価格	物品の購入に要した支出額	取得した時点
		付随費用	原則として、購入に係る運搬費、据付費、購入手数料等の支出額	
リース資産		リース料	リース期間全体のリース料総額	リース取引開始日

## 5. 減価償却の考え方

資産の種類	減価償却対象外資産	耐用年数	償却法	減価償却の開始時期
事業用資産	土地、地上権、地役権、著作権	「公有財産の耐用年数に係る基準」に定める耐用年数による。	定額法	取得した翌年度
インフラ資産	土地、地上権、地役権、著作権 また、道路などの構築物のうち、同種の資産が多数集まって1つの全体を構成し、老朽品の部分的取替を繰返すことにより全体が維持されるような固定資産については、部分的取替に要する支出を費用として処理することができる。	「公有財産の耐用年数に係る基準」に定める耐用年数による。	定額法	取得した翌年度
重要物品	美術工芸品類、図書標本類、動物	「重要物品耐用年数基準」に定める耐用年数による。	定額法	取得した翌年度
図書	図書館資料			
リース資産（「リース資産・リース債務の計上に関する基準」第2(4)に該当する場合）	道路などの構築物のうち、同種の資産が多数集まって1つの全体を構成し、老朽品の部分的取替を繰返すことにより全体が維持されるような固定資産については、部分的取替に要する支出を費用として処理することができる。	「公有財産の耐用年数に係る基準」及び「重要物品耐用年数基準」に定める耐用年数を準用する。	定額法	取得した翌年度
リース資産（「リース資産・リース債務の計上に関する基準」第2(5)に該当する場合）		リース期間	定額法	初回のリース料支払月

### 附 則

この基準は、2012年4月1日より施行する。

### 附 則

この基準は、2013年4月1日より適用する。

### 附 則

この基準は、2014年4月1日より適用する。

### 附 則

この基準は、2018年4月1日から施行する。

別表 1 土地取得に係る付随費用

科目		支出内容	資産計上	備考
	需用費・役務費・使用料及び賃借料・原材料費	登記費用・手数料・運搬料・印刷製本費・消耗品・通信費・工事原材料等・賃借料		費用計上
13	委託料	測量費(土地の取得又は造成に関する実施設計に基づき行う測量)	資産計上 ※	取得時に発生する用地測量(境界確定測量・丈量測量)は、当該土地を取得するために必要な経費として資産として計上。 分筆して土地を取得する場合の元地番に関する測量費は資産として計上。 造成工事に係る測量は、資産として計上。 追加測量は、資産として計上。 基本計画・基本設計に要する測量や修正測量は資産計上しない(費用)。
		調査費(土壌汚染調査、文化財調査、物件補償調査、磁気探査、環境調査、不動産鑑定委託料など)		費用計上
		(土地の取得、造成等に関するもの)実施設計費・詳細設計費・工事監理費	資産計上	
		上記以外の設計費・工事監理費(基本計画・基本設計)		費用計上
17	公有財産購入費	土地購入費の付随費用	資産計上	町田市土地開発公社から買戻しに伴う金利・手数料・事務経費なども資産に計上。
22	補償・補填及び賠償金	移転補償費(立退き料)	資産計上	工事に起因する損害賠償費は除く。

※ 実施設計・詳細設計に係る測量か、基本計画・基本設計に係る測量かを区分することが困難な場合は費用とする。

別表 2 建物、工作物取得に係る付随費用

科目		支出内容	資産計上	備考
	需用費・役務費・使用料及び賃借料・原材料費	登記費用・手数料・運搬料・印刷製本費・消耗品・通信費・工事原材料等・賃借料		費用計上
13	委託料	測量費(実施設計・詳細設計に基づき行う測量)	資産計上 ※	追加測量は、資産として計上。 基本計画・基本設計に要する測量や修正測量は資産計上しない(費用)。
		調査費(土壌汚染調査、文化財調査、物件補償調査、磁気探査、環境調査、不動産鑑定委託料など)		費用計上
		実施設計費・詳細設計費・工事監理費	資産計上	
		上記以外の設計費・工事監理費(基本計画・基本設計)		費用計上

※ 実施設計・詳細設計に係る測量か、基本計画・基本設計に係る測量かを区分することが困難な場合は費用とする。